

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公開番号】特開2017-214069(P2017-214069A)

【公開日】平成29年12月7日(2017.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-047

【出願番号】特願2017-176862(P2017-176862)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月19日(2018.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートバックフレームを備える車両用シートのシートフレームであつて、前記車両用シートの幅方向における前記シートバックフレームの両端部に配置されたサイドフレームと、前記サイドフレームの下端部同士を連結し、板材によって構成された下部メンバフレームと、を有し、

前記幅方向における前記下部メンバフレームの端部には、該端部の先端に達するよう形成された穴が設けられており、

前記下部メンバフレームの上部には、前記幅方向に沿って延在している補強部が設けられていることを特徴とする車両用シートのシートフレーム。

【請求項2】

前記下部メンバフレームにおける前記補強部と上下方向で並ぶ位置には、第二の補強部が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の車両用シートのシートフレーム。

【請求項3】

前記第二の補強部は、前記幅方向における前記補強部の両端部の間に収まる位置に配置されていることを特徴とする請求項2に記載の車両用シートのシートフレーム。

【請求項4】

前記第二の補強部は、前記補強部の延出方向に沿って延在していることを特徴とする請求項2又は3に記載の車両用シートのシートフレーム。

【請求項5】

前記下部メンバフレームにおける前記補強部と上下方向で並ぶ位置には、貫通孔が設けられていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の車両用シートのシートフレーム。

【請求項6】

前記下部メンバフレームにおける前記補強部と上下方向で並ぶ位置には、貫通孔が設けられており、

前記貫通孔と前記第二の補強部は、上下方向で同じ高さ位置に設けられていることを特徴とする請求項2乃至4のいずれか一項に記載の車両用シートのシートフレーム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記課題は、本発明の車両用シートのシートフレームによれば、シートバックフレームを備える車両用シートのシートフレームであって、前記車両用シートの幅方向における前記シートバックフレームの両端部に配置されたサイドフレームと、前記サイドフレームの下端部同士を連結し、板材によって構成された下部メンバフレームと、を有し、前記幅方向における前記下部メンバフレームの端部には、該端部の先端に達するように形成された穴が設けられており、前記下部メンバフレームの上部には、前記幅方向に沿って延在している補強部が設けられていることにより解決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、上記の車両用シートのシートフレームにおいて、前記下部メンバフレームにおける前記補強部と上下方向で並ぶ位置には、第二の補強部が設けられていると好適である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、上記の車両用シートのシートフレームにおいて、前記第二の補強部は、前記幅方向における前記補強部の両端部の間に収まる位置に配置されていると好適である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、上記の車両用シートのシートフレームにおいて、前記第二の補強部は、前記補強部の延出方向に沿って延在していると好適である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、上記の車両用シートのシートフレームにおいて、前記下部メンバフレームにおける前記補強部と上下方向で並ぶ位置には、貫通孔が設けられていると好適であり、さらに、前記貫通孔と前記第二の補強部は、上下方向で同じ高さ位置に設けられていると好適である。